

# 山梨県公報

第千四百四十五号

平成十六年

一月二十二日

木曜日

## 目次

電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律第三十四条第一項の規定に基づく認証事務の委託	二二
道路の区域変更(三件)	二二
建設業法に基づく監督処分	二二
峡東都市計画の決定案の縦覧	二二
東八代都市計画の決定案の縦覧	二三
市川大門都市計画の決定案の縦覧	二三
増穂都市計画の決定案の縦覧	二三
峡西都市計画の決定案の縦覧	二四
葦崎都市計画の決定案の縦覧	二四
身延都市計画の決定案の縦覧	二四
富士北麓都市計画の決定案の縦覧	二五
都留都市計画の決定案の縦覧	二五
大月都市計画の決定案の縦覧	二五
上野原都市計画の決定案の縦覧	二五
一般競争入札について(二件)	二六
公安委員会	二六
遊技機の型式の検定	二八

## 告示

### 山梨県告示第十四号

電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律 平成十四年法律第百五十三号)第三十四条第一項の規定により、平成十五年十二月二日、財団法人自治体衛星通信機構に認証事務を行わせることとした。

平成十六年一月二十二日

山梨県知事 山本 栄彦

### 山梨県告示第十五号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び峡北地域振興局建設部において、この告示の日から平成十六年二月十二日まで一般の縦覧に供する。  
平成十六年一月二十二日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 高根富士見線
- 三 道路の区域

区	間	旧新の別		敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
		新	旧		
北巨摩郡小淵沢町字上阿原二九六八番の一地先から北巨摩郡小淵沢町字上阿原二九三一番の五地先まで	新	一七・六〇	一七・〇〇	二〇・六	二二四・二
	旧	一七・六〇	一七・〇〇		

### 山梨県告示第十六号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び峡南地域振興局身延建設部において、この告示の日から平成十六年二月十二日まで一般の縦覧に供する。  
平成十六年一月二十二日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 富士川身延線
- 三 道路の区域

区	間	旧新の別		敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
		新	旧		

南巨摩郡南部町大字内船字外古御所七八七  
三番の一地先から  
南巨摩郡南部町大字内船字外中田四六七七  
番地先まで

新	旧
一一・五 三一・五	一一・〇 一四・〇
六五・〇	六〇・〇

山梨県告示第十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び峡東地域振興局右和建设部において、この告示の日から平成十六年二月十二日まで一般の縦覧に供する。  
平成十六年一月二十二日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 白井河原八田線
- 三 道路の区域

区 間 東八代郡石和町大字砂原字青木七九番の 地先から 東八代郡石和町大字砂原字青木二三四番地 先まで	旧 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	新	旧	新
	五・六 六・〇	五・六 六・〇	九〇・〇
	五・六 一〇・五	六・〇	九〇・〇
			一一〇・〇

公 告

建設業法に基づく監督処分  
建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十八条第三項の規定による監督処分をしたので、同法第二十九条の五第一項の規定に基づき、次のとおり公告する。  
平成十六年一月二十二日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 処分をした年月日 平成十六年一月十三日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
  - 1 商号 伊藤建材株式会社
  - 2 主たる営業所の所在地 西八代郡三珠町大塚三千八百四十八番地
  - 3 代表者の氏名 伊藤アヤ子
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一四）第四七四七号
- 四 処分の内容 建設業法第二十八条第三項に基づく営業の停止命令
- 1 停止を命ずる営業の範囲 建設業の営業の全部
- 2 期間 平成十六年一月二十三日から二十九日までの七日間
- 五 処分の原因となった事実 被処分者の元代表取締役が廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号）第十六条の規定に違反し、甲府地方裁判所において被処分者に罰金三百万円を課し、被処分者の元代表取締役を懲役刑に処する旨の判決を受け、この刑が確定した。

● 峡東都市計画の決定案の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十八条第一項の規定により、都市計画を決定するので、同法第十七条第一項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の決定案を公衆の縦覧に供する。  
なお、当該都市計画の決定案について、縦覧期日満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成十六年一月二十二日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 都市計画の種類
  - 峡東都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（「峡東都市計画区域マスタープラン」）
- 二 都市計画の決定に係る土地の区域  
縦覧に供する図書に明示する部分
- 三 縦覧場所
  - 甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県土木部都市計画課
  - 塩山市上塩後一三三九番地一 峡東地域振興局塩山建設部都市計画・建築指導課
  - 東八代郡石和町瀨川七八五番地 峡東地域振興局石和建设部都市計画・建築指導課
  - 塩山市上於曾三四九番地一 塩山市役所都市整備課
  - 山梨市小原西九五五番地 山梨市役所都市計画課
  - 東山梨郡春日居町寺本一三六番地 春日居町役場企画課

東山梨郡勝沼町勝沼七五六番地一 勝沼町役場まちづくり推進室  
東八代郡石和町市部七七七番地 石和町役場都市計画課  
東八代郡一宮町末木八〇七番地六 一宮町役場企画開発課

四 縦覧期間

平成十六年一月二十三日から同年二月五日まで

● 東八代都市計画の決定案の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十八条第一項の規定により、都市計画を決定するので、同法第十七条第一項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の決定案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の決定案について、縦覧期日満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成十六年一月二十二日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 都市計画の種類

東八代都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（「東八代都市計画区域マスタープラン」）

二 都市計画の決定に係る土地の区域

縦覧に供する図書に明示する部分

三 縦覧場所

甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県土木部都市計画課

東八代郡石和町広瀬七八五番地 峡東地域振興局石和建設部都市計画・建築指導課

東八代郡御坂町栗合八七番地 御坂町役場地域整備課

東八代郡八代町南九一七番地 八代町役場企画課

東八代郡境川村藤笠二六〇〇番地 境川村役場企画課

東八代郡中道町下向山一五二三番地 中道町役場企画課

東八代郡豊富村大鳥居三八六番地 豊富村役場建設課

四 縦覧期間

平成十六年一月二十三日から同年二月五日まで

● 市川大門都市計画の決定案の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十八条第一項の規定により、都市計画を決定するので、同法第十七条第一項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の決定案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の決定案について、縦覧期日満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成十六年一月二十二日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 都市計画の種類

市川大門都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（「市川大門都市計画区域マスタープラン」）

二 都市計画の決定に係る土地の区域

縦覧に供する図書に明示する部分

三 縦覧場所

甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県土木部都市計画課

西八代郡市川大門町高田一一一番地一 峡南地域振興局市川建設部都市計画・建築指導課

西八代郡三珠町上野二七一四番地二 三珠町役場地域振興課

西八代郡市川大門町一七九〇番地三 市川大門町役場建設課

南巨摩郡鵜沢町一五九九番地五 鵜沢町役場まちづくり推進課

四 縦覧期間

平成十六年一月二十三日から同年二月五日まで

● 増穂都市計画の決定案の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十八条第一項の規定により、都市計画を決定するので、同法第十七条第一項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の決定案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の決定案について、縦覧期日満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成十六年一月二十二日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 都市計画の種類

増穂都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（「増穂都市計画区域マスタープラン」）

二 都市計画の決定に係る土地の区域

縦覧に供する図書に明示する部分

三 縦覧場所

甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県土木部都市計画課

西八代都市川大門町高田一一番地一 峡南地域振興局市川建設部都市計画・建築指導課

南巨摩郡増穂町天神中条一一三四番地 増穂町役場都市整備課  
南巨摩郡鯉沢町一五九九番地五 鯉沢町役場まちづくり推進課

四 縦覧期間

平成十六年一月二十三日から同年二月五日まで

● 峡西都市計画の決定案の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十八条第一項の規定により、都市計画を決定するので、同法第十七条第一項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の決定案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の決定案について、縦覧期日満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成十六年一月二十二日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 都市計画の種類

峡西都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（「峡西都市計画区域マスタープラン」）

二 都市計画の決定に係る土地の区域

縦覧に供する図書に明示する部分

三 縦覧場所

甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県土木部都市計画課

甲府市貢川二丁目一番八号 峡中地域振興局建設部都市整備課

南アルプス市小笠原三七六番地 南アルプス市役所都市整備課

四 縦覧期間

平成十六年一月二十三日から同年二月五日まで

● 韮崎都市計画の決定案の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十八条第一項の規定により、都市計画を決定するので、同法第十七条第一項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の決定案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の決定案について、縦覧期日満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成十六年一月二十二日

一 都市計画の種類

山梨県知事 山 本 栄 彦  
韮崎都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（「韮崎都市計画区域マスタープラン」）

二 都市計画の決定に係る土地の区域

縦覧に供する図書に明示する部分

三 縦覧場所

甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県土木部都市計画課

韮崎市本町四丁目二番四号 峡北地域振興局建設部都市計画・建築指導課

韮崎市水神一丁目三番一号 韮崎市役所建設課都市計画室

北巨摩郡双葉町下今井一七一番地 双葉町役場建設課

四 縦覧期間

平成十六年一月二十三日から同年二月五日まで

● 身延都市計画の決定案の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十八条第一項の規定により、都市計画を決定するので、同法第十七条第一項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の決定案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の決定案について、縦覧期日満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成十六年一月二十二日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 都市計画の種類

身延都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（「身延都市計画区域マスタープラン」）

二 都市計画の決定に係る土地の区域

縦覧に供する図書に明示する部分

三 縦覧場所

甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県土木部都市計画課

南巨摩郡身延町梅平二四八三番地三〇 峡南地域振興局身延建設部都市計画・建築指導課

南巨摩郡身延町梅平二四八三番地三六 身延町役場環境課

四 縦覧期間

平成十六年一月二十三日から同年二月五日まで

● 富士北麓都市計画の決定案の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十八条第一項の規定により、都市計画を決定するので、同法第十七条第一項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の決定案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の決定案について、縦覧期日満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成十六年一月二十二日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 都市計画の種類

富士北麓都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（「富士北麓都市計画区域マスタープラン」）

二 都市計画の決定に係る土地の区域  
縦覧に供する図書に明示する部分

三 縦覧場所

甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県土木部都市計画課

都留市田原三丁目三番三号 富士北麓・東部地域振興局都留建設部都市計画・建築指導課

富士吉田市下吉田一八四二番地 富士吉田市役所都市整備課

南都留郡西桂町小沼一五〇一番地一 西桂町役場企画振興課

南都留郡忍野村忍草一五一四番地 忍野村役場企画課

南都留郡山中湖村山中二三七番地一 山中湖村役場企画課

南都留郡富士河口湖町船津一七〇〇番地 富士河口湖町役場建設課

四 縦覧期間

平成十六年一月二十三日から同年二月五日まで

● 都留都市計画の決定案の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十八条第一項の規定により、都市計画を決定するので、同法第十七条第一項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の決定案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の決定案について、縦覧期日満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成十六年一月二十二日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 都市計画の種類

都留都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（「都留都市計画区域マスタープラン」）

二 都市計画の決定に係る土地の区域  
縦覧に供する図書に明示する部分

三 縦覧場所

甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県土木部都市計画課

都留市田原三丁目三番三号 富士北麓・東部地域振興局都留建設部都市計画・建築指導課

都留市上谷一丁目一番一号 都留市役所産業建設部都市整備課

四 縦覧期間

平成十六年一月二十三日から同年二月五日まで

● 大月都市計画の決定案の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十八条第一項の規定により、都市計画を決定するので、同法第十七条第一項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の決定案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の決定案について、縦覧期日満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成十六年一月二十二日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 都市計画の種類

大月都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（「大月都市計画区域マスタープラン」）

二 都市計画の決定に係る土地の区域  
縦覧に供する図書に明示する部分

三 縦覧場所

甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県土木部都市計画課

大月市大月町花咲一六〇八番地三 富士北麓・東部地域振興局大月建設部都市計画・建築指導課

大月市大月二丁目六番二〇号 大月市役所建設部都市整備課

四 縦覧期間

平成十六年一月二十三日から同年二月五日まで

● 上野原都市計画の決定案の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十八条第一項の規定により、都市計画を決定するので、同法第十七条第一項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の決定案を公衆の縦覧に供する。  
なお、当該都市計画の決定案について、縦覧期日満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成十六年一月二十二日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 都市計画の種類

上野原都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（「上野原都市計画区域マスタープラン」）

二 都市計画の決定に係る土地の区域

縦覧に供する図書に明示する部分

三 縦覧場所

甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県土木部都市計画課

大月市大月町花咲一六〇八番地三 富士北麓・東部地域振興局大月建設部都市計画・建築指導課

北都留郡上野原町上野原三七五八番地 上野原町役場建設課

四 縦覧期間

平成十六年一月二十三日から同年二月五日まで

● 一般競争入札について

次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告に係る入札は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成十六年一月二十二日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 一般競争入札に付する事項

1 購入物品等の名称及び数量

2 購入物品等の仕様等

3 購入物品等の仕様等

4 納入期限

5 納入場所

6 平成十六年三月二十六日

7 納入場所

知事が指定する場所（韮崎市大草町若尾地内）

二 一般競争入札の参加資格

1 平成十五年度における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等（平成十五年山梨県告示第百四十六号）の一に定める競争入札に参加することができる者であること。

2 この公告に示した物品等を確実に納入できると知事が判断した者であること。

3 納入する物品等に係るアフターサービスを知事の求めに応じて速やかに提供できる者であること。

4 この公告の日から入札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。

三 入札手続等

1 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

郵便番号四〇〇 八五〇一 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県出納局管理課調度担当 電話〇五五 二二三 一三九五

2 入札説明書の交付方法

この公告の日から平成十六年二月十八日（水）までの山梨県の休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時までの1の交付場所において交付する。

3 入札説明会の日時及び場所

平成十六年二月十二日（木）午後二時三十分 県民会館（山梨県甲府市丸の内一丁目九番十一号）六階六〇五会議室

4 入札参加資格確認申請書の提出方法

この公告の日から平成十六年二月十八日（水）までの県の休日を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時までに山梨県出納局管理課調度担当に持参すること。

5 入札及び開札の日時及び場所

平成十六年三月四日（木）午後二時三十分 県民会館（山梨県甲府市丸の内一丁目九番十一号）六階六〇五会議室

6 郵送による入札書の受領期限及び場所

平成十六年三月三日（水）午後五時までに山梨県出納局管理課調度担当（郵便番号四〇〇 八五〇一 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号）に必着すること。

7 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

8 入札の無効

この公告に示した一般競争入札の参加資格のない者の行った入札、入札条件に違反した者の行った入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の行った入札その他山梨県財務規則（昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。）第百二十九条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

9 落札者の決定方法

規則第百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

四 その他

1 契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 入札保証金

入札に参加しようとする者は、入札説明書で定める入札保証金を納付しなければならない。ただし、規則第百八条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

3 契約保証金

契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納付しなければならない。ただし、規則第百九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

4 契約書作成の要否

要

5 その他

詳細は、入札説明書による。

Summary

1 Nature and quantity of the products to be procured

Construction materials for maintaining the site to prevent natural disasters 1 set

2 Date and time for tender

2:30PM March 4,2004

3 Bureau in charge

Procurement Section, Management Division, Treasury, Yamanashi Prefectural Government 6-1 Marunouchi 1-chome Kofu-shi Yamanashi-Ken 400-8501 Japan

TEL 055-223-1395

● 一般競争入札について

次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告に係る入札は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成十六年一月二十二日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 一般競争入札に付する事項

1 購入物品等の名称及び数量

土木施設災害対策拠点整備用資材 一式

2 購入物品等の仕様等

入札説明書で定める内容等であること。

3 納入期限

平成十六年三月二十六日

4 納入場所

知事が指定する場所（都留市与縄地内）

二 一般競争入札の参加資格

1 平成十五年度における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等（平成十五年山梨県告示第百四十六号）の一に定める競争入札に参加することができる者であること。

2 この公告に示した物品等を確実に納入できると知事が判断した者であること。

3 納入する物品等に係るアフターサービスを知事の求めに応じて速やかに提供できる者であること。

4 この公告の日から入札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。

三 入札手續等

1 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

郵便番号四〇〇 八五〇一 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県出納局

管理課調度担当 電話〇五五 二二三三 一三九五

2 入札説明書の交付方法

この公告の日から平成十六年二月十八日（水）までの山梨県の休日（以下「県の休日」という。）を

（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日（以下「県の休日」という。）を

除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで三の1の交付場所において交付する。

3 入札説明会の日時及び場所

平成十六年二月十二日(木)午後三時三十分 県民会館(山梨県甲府市丸の内一丁目九番十一号)六階六〇五会議室

4 入札参加資格確認申請書の提出方法

この公告の日から平成十六年二月十八日(水)までの県の休日を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時までに山梨県出納局管理課調度担当に持参すること。

5 入札及び開札の日時及び場所

平成十六年三月四日(木)午後三時三十分 県民会館(山梨県甲府市丸の内一丁目九番十一号)六階六〇五会議室

6 郵送による入札書の受領期限及び場所

平成十六年三月三日(水)午後五時までに山梨県出納局管理課調度担当(郵便番号四〇〇 八五〇一 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号)に必着する。と。

7 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の五に相当する金額を入札書に記載すること。

8 入札の無効

この公告に示した一般競争入札の参加資格のない者の行った入札、入札条件に違反した者の行った入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の行った入札その他山梨県財務規則(昭和三十一年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。)第二百二十九条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

9 落札者の決定方法

規則第二百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

四 その他

1 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 入札保証金

入札に参加しようとする者は、入札説明書で定める入札保証金を納付しなければ

ならない。ただし、規則第百八条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

3 契約保証金

契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納付しなければならぬ。ただし、規則第百九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

4 契約書作成の要否

要

5 その他

詳細は、入札説明書による。

Summary

1 Nature and quantity of the products to be procured

2 Construction materials for maintaining the site to prevent natural disasters 1 set

3 Date and time for tender

3:30PM March 4,2004

4 Bureau in charge

Procurement Section, Management Division, Treasury, Yamamashi Prefectural

Government 6-1 Marunouchi 1-chome Kofu-shi Yamamashi-Ken 400-8501 Japan

TEL 055-223-1395

### 公安委員会

●遊技機の型式の検定

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第百二十一号)第二十条第四項の規定に基づき申請のあった遊技機について検定を行った結果、次の遊技機を遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和六十年国家公安委員会規則第四号)第六条に規定する技術上の規格に適合すると認めためたので、同規則第九条第一項の規定により公示する。

なお、検定の有効期間は、平成十九年一月二十一日までとする。

平成十六年一月二十二日

山梨県公安委員会

委員長 鶴田美枝

申請者氏名又は名称及び住所	型	式	の	概	要
	遊技機の種類及び区分				



株式会社藤商事 代表取締役 松元邦夫 大阪府大阪市中央区内本町一丁目一番四号	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第二)	C R世界 むかし話 S	株式会社藤商事	三〇〇八九二
株式会社藤商事 代表取締役 松元邦夫 大阪府大阪市中央区内本町一丁目一番四号	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第二) 第一種特別電動役物	C R世界 むかし話 G	株式会社藤商事	三〇〇七七六
ヘルコ株式会社 代表取締役 鈴木暢晃 東京都台東区東上野一丁目二番一三三号佐藤ビル二階	回胴遊技機 規則第六条第二号(別表第五)	スーパークルーズ 730	ヘルコ株式会社	三四〇九六一
タイヨーエレクトク株式会社 代表取締役 佐藤英理子 愛知県名古屋市中村区見寄町一二五番地	アレンジボール遊技機 規則第六条第三号(別表第六)	C Rアレパチアポ Q1号H	タイヨーエレクトク株式会社	三五〇九〇五
株式会社ニューギン 代表取締役 新井悠司 愛知県名古屋市中村区烏森町三丁目五六番地	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第二) 第一種特別電動役物	ニューギン んす	株式会社ニューギン	三一〇八六〇
株式会社ニューギン 代表取締役 新井悠司 愛知県名古屋市中村区烏森町三丁目五六番地	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第二) 第一種特別電動役物	C Rニューギン Iざんす	株式会社ニューギン	三一〇八六九

株式会社ニューギン 代表取締役 新井悠司 愛知県名古屋市中村区烏森町三丁目五六番地	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第二) 第一種特別電動役物	C Rおさ かな物語 M D	株式会社ニューギン	三〇〇九一〇
株式会社銀座 代表取締役 伊藤二博 愛知県名古屋市中村区大幸一丁目一〇番一五号	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第二) 第一種特別電動役物	C Rデカ インカN S	株式会社銀座	三〇〇八八〇
株式会社銀座 代表取締役 伊藤二博 愛知県名古屋市中村区大幸一丁目一〇番一五号	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第二) 第一種特別電動役物	C Rパニ Iにおま かせ	株式会社銀座	三〇〇八六八

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号  
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番